

当会と鹿児島県は 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への 提供に関する協定」を締結致しました！

2016年9月1日、当会と鹿児島県は「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結致しました。全国では37番目の協定締結となります。

鹿児島県は、南海トラフ地震が発生した場合には、建物の全壊14,200棟、半壊44,400棟と、大きな被害が予想されています。また全国で3番目に多くの活火山が存在し、現在でも桜島や口永良部島などの火山がたびたび噴火しています。こちらも大きな噴火が発生した際には多大な被害が予想されます。

そのような状況の中で、このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき鹿児島県において災害が発生した場合、または、都道府県をまたぐ広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定める程度の災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 甲からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する窓口は、甲においては鹿児島県土木部建築課住宅政策室、乙においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会とする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上で定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成28年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県

鹿児島県知事 三反園 訓



乙 東京都中央区八重洲2丁目1番5号
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 三好 修

